

入居者の手引き（南山大学名古屋交流会館）

I. 南山大学交流会館とは

南山大学交流会館は単なる学生寮ではありません。多様な文化を持つ海外からの留学生と日本人学生などが共同生活を通して、将来、世界のどの地に行き、どのような人と交わるにしても、すべての人間に人間の尊厳を認め、偏見のない精神で相互の理解と友情を育むことができる国際人の基礎を作る場を提供することを目的とした施設です。学問研究、課外活動、共同生活における切磋琢磨の中で、豊かな個性と国際性を磨いてください。入居者には、入居者同士の交流と自国・他国の文化を互いに学び合うための自主的な共同生活への取り組みが求められます。

（管理運営責任者：国際センター長、管理運営事務担当：国際センター）

II. 南山大学名古屋交流会館の概要

名古屋交流会館（1999年9月竣工）

【所在地】：〒466-0824 名古屋市昭和区山里町 50 番地

【室料】：月額 40,000 円（光熱水費、Wi-Fi 代、寝具・シーツ類レンタル代込み）

【居住室（個室）】：アパートメント 14 戸（56 室）

南山大学名古屋キャンパス正門より徒歩 1 分。宿舎内に管理人配置。14 戸の 4LDK アパートメントから成ります。各アパートメントの定員は 4 名で、リビングルーム、キッチン、バス、トイレを共用します。各個室は施錠でき、プライバシーが保たれます。

【設備、備品など】：

- (1) 各個室（6.5畳）：ベッド（布団・シーツレンタル可）、本棚付き机、椅子、ごみ箱、ロッカー、電気スタンド、内線電話、エアコンディショナー、Wi-Fi
- (2) 共同設備（各アパートメント）：風呂、シャワー、トイレ（2 室）、洗面所、エアコンディショナー、掃除機、テレビ、キッチン、ガスコンロ、冷蔵庫、炊飯器、電子レンジ、トースター、分別ごみ箱
- (3) 共同施設（交流会館全体）：コミュニティールーム、面会室、ランドリー（洗濯機・乾燥機）、トイレ、自転車置き場（駐車場はありません）、Wi-Fi

III. 入居および退居について

1. 入居資格

- (1) 南山大学の学生であること。
- (2) 入居について保証人の同意を得ていること。

2. 入居条件

- (1) 南山大学交流会館の設立目的を理解していること。
- (2) 様々な文化に興味を持ち、共同生活を通じてそれらを生活の中から学ぼうとする意欲があること。
- (3) 大学または学生リーダー（入居者代表）が招集する入居者ミーティングに出席できること。
- (4) この「入居者の手引き」に記載の事項を遵守すること。
- (5) 南山大学に在学中であること。（原則として、休学中の入居は認められません。）

3. 入居許可期間

入居許可通知に記載された期間が入居許可期間となります。入居の延長を希望する学生は、入居者募集期間中に延長申請の手続きをしてください（審査あり）。最長入居期間は 2 年間です。（入居者が過去に南山大学交流会館に入居したことがある場合は、その入居期間を含みます。）

4. 入居手続き

入居希望者は入居申請をし、国際センター長より申請許可を得る必要がある。また、決められた期日までに「南山大学交流会館入居に際しての誓約書」を提出してください。この誓約書の提出がなければ、最終的な入居許可は認められません。

- 「南山大学交流会館入居申請書」と「誓約書」の提出が必要です。
- 居住室の割り当ては、国際センターが決定します。入居希望者は正当な理由のない限り、これに従わなければなりません。
- 入居に際して、敷金・礼金・保証金は一切不要です。
- 入居時の引越しや掃除などはすべて入居者自身が行ってください。

5. 室料等の支払い

室料は、毎月 6 日（金融機関休日の場合はその翌営業日）に当該月分を、口座振替で納入します。入居直後で口座振替の手続きが間に合わない場合などは、銀行振り込みにも対応しますが、その場合の振り込み手数料は入居者負担となります。

名古屋交流会館：月額 40,000 円（光熱費・水道代・Wi-Fi・シーツ含む）

- 国際センター長の許可を得て、臨時で宿泊する場合の室料は以下のとおりとし、月額の室料を上限とします。月の途中で入居または退居する場合もこれに準じます。

名古屋交流会館：1 泊 1,400 円

- 一旦、納入された室料は返還しません。事前に、入居または退居の日およびその月の室料金額を国際センターで確認の上、支払ってください。
- 室料は経済事情の変動、大学の諸事情などにより改定されることがあります。その場合は、入居者は契約期間中であっても室料の改定に応じなければなりません。

6. 退居手続き

退居予定者は少なくとも退居日の 1 か月前までに大学ウェブサイトより「退居届」を提出してください。

<https://app.nanzan.ac.jp/regform/regist/univ/intloffice/IRmoveout>



- (1) 私物はすべて持ち帰り、個室の清掃を済ませる（入居時のとおり現状復帰が原則）。退居日の 1 か月前に管理人立会いのもと破損チェックを受け、退去当日に最終チェックを受け、退居の際に玄関および部屋の鍵を管理人に返還する。

- (2) 共同使用部分についてもチェックを受ける。設備・備品に破損や紛失があり、その原因となる者が明確でない場合、当時の入居者全員で弁償しなければならない。
- (3) 退居後の住所について、役所などへ住所の変更を届け出ること。引き続き、本学に在学予定の学生においては、学部生・大学院生は PORTA より住所変更の手続きを行うこと。* 退居時の引越しや掃除などはすべて入居者自身が行ってください。

7. 入居許可の取り消し

入居者が次のいずれかに当たる場合には、国際センター長が入居許可を取り消し、退居を命じます。

- 交流会館における言動や行動が、その入居条件に適合していないと判断されるとき。また、共同生活の秩序または風紀を乱したり、他の入居者、近隣住民または大学に著しく迷惑をかけるなどし、国際センターからの注意を受けても、なお改善が見られないとき。
- 異性ユニットへの訪問が発覚したとき。
- 名古屋交流会館の敷地内での喫煙が発覚したとき。
- 室料の納入をしばしば遅延、もしくは 3 か月以上怠ったとき。
- 正当な理由なく長期に部屋を空けたとき。
- 正当な理由なく指定されたミーティングに参加しないとき。
- 南山大学交流会館入居規程、同入居細則およびこの手引きに定める事項に違反するとき。

IV. 日常生活

1. 防犯・防火

入居者の安全が確保されるために最も重要な事柄です。下記の注意事項を守ってください。

- (1) 火気は決められた場所のみで使用すること。
- (2) 名古屋交流会館敷地内での喫煙はしないこと。
- (3) 既設のエアコン以外の冷暖房器具は使用しないこと。
- (4) 消火器の設置場所や使用方法を熟知しておくこと。また、大学が行う消火訓練に必ず参加すること。
- (5) 廊下・階段には私物や障害になるものを置かないこと。
- (6) 部屋を空けるときは、必ず施錠すること。
- (7) 部屋の鍵を複製しないこと。
- (8) 火災および盗難の防止に必要な事項について、管理人の指示に従うこと。

2. 門限および夜間静粛

原則として門限はありません。ただし、深夜および早朝（22:00～8:00）は他の入居者や近隣の住民に迷惑を掛けないよう、交流会館内はもちろん、会館外においても静かに行動してください。コミュニティールームの使用は深夜および早朝（22:00～8:00）は控える。

3. 来訪者

来訪者を自室に招き入れることはできません。コミュニティールームで面会してください。ただし、家族が自室の見学を希望する場合などは、事前に国際センターに申し出てください。会館内に来訪者（家族を含む）や他の入居者を宿泊させることは固く禁止します。

4. 他の個室またはアパートメントの訪問について

異性ユニットへの訪問は禁止です。アパートメントや個室はそこに居住する人のプライベートな生活の場です。入居者の生活を妨害しないよう十分配慮し、深夜から早朝にかけては他のアパートメントに居ることのないよう気をつけてください。入居者以外の個室への立ち入りはできません。

5. 外泊を伴う外出の届け出

一時帰国や帰省、旅行など外泊を伴う外出をするときには、大学ウェブサイトより「外泊届」を提出して下さい。

<https://app.nanzan.ac.jp/regform/regist/univ/intloffice/IRtripform>



*海外へ渡航するときは、学部生および大学院生については学生課へ「海外渡航届」を提出してください。

6. 鍵紛失の場合の弁償について

入居者には玄関の鍵と個室の鍵が渡されます。絶対になくさないよう注意してください。壊したり紛失したりした場合は実費を弁償していただきます。また、鍵を複製してはいけません。万一、鍵を壊したり紛失したりした場合は、速やかに管理人と国際センターの双方へ申し出てください。

7. 喫煙

名古屋交流会館の敷地内での喫煙は禁止です。また、日本では 20 歳未満の人の喫煙は法律で禁じられています。

8. 管理人などによる個室への立ち入りについて

安全衛生、会館施設の維持管理、防犯・防火その他管理上必要と認めた場合、あらかじめ入居者に通知の上、管理人などが各部屋に立ち入る場合があります。さらに、緊急の場合には、断り無く立ち入る場合がありますのでご了承ください。

9. 施設設備の維持管理について

施設、設備および備品等を良好な状態で維持するよう心がけ、その用途以外に使用したり工作しないようにしてください。コミュニティールームやキッチンなど共用部分については、使用者が責任をもって、使用後に片付けや清掃を行ってください。万一、施設、設備および備品等を壊したり汚したり、失くしたりした場合は入居者自身が損害を弁償することとなります。特に個室は長期間使用するので、退居の際に弁償の必要がないよう大切に使用してください。行事などにおいて、これらの損害が発生した場合はその企画実行責任者がその任を負います。滅失、損傷または汚染などが発生した場合は、直ちに管理人に届け出てその指示を受けてください。

10. 留意事項・その他

(1) 自室およびコミュニティールーム以外での飲酒はしないこと。

- (2) 麻薬など法にふれるものを持ち込まないこと。
- (3) 他の入居者に対し、その意志に反して、政治または宗教団体等への加入もしくは支持などの勧誘をしないこと。
- (4) 他の入居者に対し物品販売、その他 営利を目的とした活動をしないこと。
- (5) 部屋の電気・水道は節約に努め、必要以上に使用しないこと。
- (6) ペットを飼わないこと。
- (7) 共用部分または個室に備えられた物以外はすべて各自で用意するのを原則とします。共用部の消耗品については入居者で相談の上、購入してください。
- (8) 各個室などの清掃および備品などの整理整頓をすること。
- (9) 定められた大掃除は、入居者で協力して行うこと。
- (10) 部屋を勝手に改造しないこと。
- (11) 洗濯物をランドリーに放置しないこと。
- (12) 自動車(自動二輪車(オートバイ)含む)及び原動付自転車(原付)を敷地内に駐車、駐輪、乗り入れないこと。やむを得ない理由で駐車、駐輪、乗り入れする場合は、前日までに管理人と国際センターに届け出をし、停車、駐輪の際は鍵を管理人に預けること。
- (13) その他 交流会館の管理運営上問題があると判断される行為が認められた場合、管理人または国際センターの指導に従うこと。

V. 自主管理体制

入居者自身が主体的に交流会館の運営に取り組み、自分たちの生活を向上させることも交流会館の重要な目標です。国際センターおよび舍監によるサポートのもとで、入居者自身による自主的な運営を心がけてください。

1. 入居者による自主管理体制

入居者は毎年度、入居者のうちから学生リーダーを選出します。

学生リーダーは、入居者の代表として意見を取りまとめ、国際センターと舍監に伝えるとともに、交流会館における生活環境の向上を図るよう自主運営を管理します。また、入居者が「入居者の手引き」記載の事項を守るよう指導してください。

2. 入居者ミーティング

交流会館での生活のルールを確認し問題点の解決に向けて話し合うため、おおむね月に一度「入居者ミーティング」が開催されます。ミーティングには大学（国際センター）が招集するものと学生リーダーが招集するものとがありますが、入居者全員が出席しなければなりません。特に、大学が招集するミーティングをやむを得ない理由で欠席する場合は必ず事前に国際センターに届け出してください。また、ミーティングを実施した際は、ミーティング記録を国際センターに提出してください。

3. 舎監

交流会館には「舍監」と呼ばれる教員が配置されています。宿舎への常駐はしませんが、学生リーダーおよび入居者への指導・助言・監督など、国際センター事務室と連携しながら宿舎全体の調整を行っています。

VI. 緊急事態への対応方法

1. けが・病気

症状に応じた対応が必要ですが、まず管理人に連絡してください。

(1) 症状が重く、早急な治療が必要なとき

救急車（電話 119）を呼ぶことになりますが、必ず管理人にも連絡すること。国際センターへは管理人から連絡が入ります。

(2) 救急車を呼ぶほどの症状ではないが、すぐ病院へ行きたいとき

管理事務室に医療機関マップなどの資料があります。管理人に相談してください。その他健康に不安があるときは、大学の保健室も利用してください。

2. 火災

決して火災を起こさないよう火の元には十分注意してください。万一、火災が発生した場合には、落ち着いて次の行動をとってください。

(1) 周りの人に知らせる

まず「火事だ！」と叫んでルームメイトや近くの人、管理人に知らせます。

(2) 初期消火

料理用などの油が燃えている場合は、決して水をかけないこと。消火器はアパートメント玄関の外や廊下にあります。日頃から設置場所を確認しておいてください。

(3) 警報

すぐに火が消えないときは火災警報器のボタンを押し、消防署に電話連絡（119）してください。火災警報器もアパートメント玄関の外や廊下にあります。

(4) 避難

名古屋交流会館の 2 階以上にあるアパートメントのベランダには 避難はしごが備え付けられています。これらがいつでも利用できるよう、ベランダおよびその下には物を一切置かないでください。また、はしごは急激に下降しますので、利用するときはベランダの下に人がいないか、声をかけて確認してください。

3. 地震

地震が発生した場合、まずは落下物などに備えて身の安全を確保してください。その後、揺れがおさまたら、状況に応じて宿舎内に待機するか、宿舎内が危険と判断される場合は南山大学グリーンエリアもしくはハザードマップに従って近隣の避難場所に避難してください。名古屋交流会館を離れて避難する場合は火元の確認をしてください。

この手引きに記載されていることはもちろん、記載のないことであっても、入居者全員が安全に快適に過ごすために、思いやりの気持ちを持って、互いに、理解や努力、協力を惜しまず共同生活を送るようにしてください。みなさんにとって交流会館での生活が、異文化理解の経験のみならず学生生活の何より大切な宝物となるよう願っています。

以上

2026 年 1 月改訂